

税の申告が始まります

2月17日～3月17日

今年も税の申告の季節がやって参りました。所得税の確定申告と納税、町・県民税（住民税）の申告は、いずれも2月17日から3月17日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。日程については3ページの日程表のとおりですが、2月23日のみ日曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、平成25年台風第26号で被害を受けた方は申告相談に時間を要すると思われれます。また、毎年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日を確認の上早めに申告をお願いします。

所得税の申告

◎申告が必要な方

- ①平成25年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。
- ②給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方

◎復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する為、個人の方で所得税を納める義務のある方は、基準所得税額に2.1%の復興特別所得税が併せて課税されます。

◎所得税が還付される方

給与所得者で次のような方は、

確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払った方
- ・住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした方で、一定の要件にあてはまる方
- ・退職した後就職をしなかった方で、年末調整を受けていない方
- 源泉徴収票、各種控除証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月3日から受付します。（給与・年金のみ）

◎台風で被害を受けた方

- 平成25年台風第26号で被害を受けた方は、所得税が還付される場合があります。申告する方は次の書類等もご用意ください。
- ①被害を受けた資産の種類、取得時期、取得価額等のわかるもの
 - ②被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などのわかるもの
 - ③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわかるもの
 - ④町から交付された「り災証明書」など被害状況がわかるもの

◎譲渡所得がある方

平成25年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎青色申告で合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成26年分から青色申告をする方は、3月17日までに青色申告承認申請書等を提出してください。

◎農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出することになっています。役場に必要経費集計表を用意してありますので、事前に集計の上、申告をお願いします。

なお、集計がされていない場合は順番が後になりますのでよろしくお願いします。

内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご用意ください。

〔収入に関するもの〕

- ①出荷や販売した農作物の金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
- ②受取共済金、補償金、雑収入などの金額がわかるもの
- ③農作物の家事消費量〔経費に関するもの〕